

○（副本部長（くらし安全防災局長））

それではただいまから、第 34 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催いたします。はじめに、本部長であります黒岩知事からご挨拶をお願いします。

○（本部長（黒岩知事））

お疲れ様です。昨日は本県の感染状況を踏まえまして、5 月 12 日以降の措置区域の拡大について決定をいたしました。今日は、昨日の本部会議の段階では、明らかになっていませんでした、国の事務連絡等を踏まえた、本県の実施方針等について協議したいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございます。本日の議題は、まん延防止等重点措置に係る本県の対応でございます。私の方から順次説明をさせていただきます。ただいま本部長からお話がありました通り、昨日の本部会議におきまして、大きく 2 点、留保事項がございました。一つは、イベントの開催に関して時間をどうするかというお話と、大規模な集客施設について、国がどのように考えているのか、細かい事務連絡を見て判断する必要があるということございまして、次第の次に、昨日付で、事務連絡が真夜中にきましたので、これを読み解きまして、今回さまざまお諮りをするものでございます。この事務連絡をご覧いただきまして、まずは 3 ページをご覧ください。3 ページの冒頭に、（2）重点措置区域である都道府県、これはイベントの開催制限に係る記載の中での、重点措置区域である都道府県でございます。①で、イベントの開催制限の目安ということで、その下に三つほど黒ポツがついておりますが、5000 人を上限とすることなどが書いてございます。これらにつきましては、本県としても従前からこの対応をとっていたところでございますが、その次の②営業時間短縮等の要請につきまして、営業時間の目安については、1 行飛ばしまして、各都道府県が適切に判断すること、都道府県の判断にゆだねられております。また、判断に際しては、上記（1）②に留意すること。それではこの（1）②は何かというのは、お隣 2 ページでございます。ちょうどお隣のところでございます。同様に②営業時間短縮等の要請っていうのがございまして、その黒ポツに、地域の感染状況等を踏まえ、21 時までを目安に営業時間の短縮の要請を行うこと。こちら緊急事態措置のところの表現をそのまま、まん延防止等重点措置についても引用しているという形でございますので、この 21 時までというのに留意しなさいということでございます。これを踏まえまして、本県としては、これまで、措置区域においては、飲食店が 20 時まで、その他以外については、21 時までということございましたので、こういったイベントにつきましても、措置区域内は 20 時、その他地域は 21 時ということで、合わせていただきたいという願いをしてきたわけですが、今回、全般的に 21 時までという目安を出して参りましたので、これに合わせたいと存じます。すなわち、全県において、イベントの営業時間の目安を 21 時にしたいというのが、本県としての判断にしたいというものが 1 点でございます。また後程、改めてご説明いたします。次にもう 1 点、不明瞭な点というかわかりにくい点がございました、施設の使用制限の関係でございますが、これについては 9 ページをご覧ください。9 ページに、（2）重点措置区域である都道府県、これが施設の使用制限に係る部分の表現でございます。このページは、飲食店等について、まずは記載がありますが、飲食店はすでに昨日、本部会議で決定しておりますので、おめくりいただきま

して10ページでございます。10ページの中程に、②というのがございます。その表題が、①以外、つまり飲食店関係以外の、法施行令第11条第1項に規定する施設、特に大規模な集客施設、これを24条第9項で、要請していくにあたっての考え方でございます。少し飛びまして、その下に、ローマ数字の1、イベント関連施設等というのがあります。このイベント関連施設って具体的にどんな施設かというのをイメージするにあたりまして、その下に、本事務連絡に、(1)にローマ数字の1と書いてありますが、ここはどこかということで、6ページにちょっとお戻りいただきまして、6ページの真ん中にローマ数字1がありまして、その下に黒ポツが4つございます。劇場、観覧場、演芸場、映画館、集会所、公会堂などなど、この施設がイメージされているものです。これを引用しているところでございます。行ったり来たりで恐縮ですが、10ページにお戻りいただきまして、ローマ数字の1でございます。今のような、劇場、映画館といった、どちらかという、お客さんが入って、イベント的なものをやるのがメインであるような施設につきまして、①本事務連絡に基づく目安による人数上限、収容率の目安に沿った運用ということで、5000人を上限にしてくださいということで、これは本県も今まで対応してきたところであります。次に、②営業時間を、当該都道府県におけるイベントの営業時間短縮の目安までとする要請ということで、先ほど、イベントの開催制限の中で、緊急事態措置、合わせて全県21時にしたいということでございますので、②の前段、営業時間短縮の目安までとする、つまり、21時まででお願いをしたい、というものでございます。ただし、イベントの開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮の要請、これは1000平米超の大きな施設は要請、1000平米以下の小規模なところは、働きかけを行うということでございます。まとめますとこのローマ数字1、イベントをどちらかというメインでやるような劇場、そういったところの施設については、基本は、イベントの営業時間短縮である21時。ただし、イベントがない場合は、大規模施設、1000平米を超える施設については、20時までの要請。1000平米を切るところについては、20時までの働きかけということをお願ひしていきたいという考え方でございます。11ページ。ローマ数字の2でございます。イベントを開催する場合がある施設、これはどんな施設かというところですが、そのすぐ下のところに、特に措置区域においては、2の(1)②のローマ数字2ということでございますので、具体的な施設が掲げられているところは7ページでございます。7ページの上の二つの黒丸でございます。体育館、スケート場、水泳場等、どちらかという運動系の施設、もう一つは、博物館、美術館等、文化系の施設。一部除く施設もございますが、こういったことで、普段は体を動かしたりと、そういったようなものがメインの施設ですが、時々大会をやったりとか、そういったイベントを開催する場合がある。こんなイメージで、お聞きいただければと存じます。まず、①につきましては、人数上限、収容率の目安でございますので、これも上限5000人ということでございますが、②1000平米を超える比較的大きな規模については、20時までの営業時間の短縮の要請、それから、1000平米以下の小さいところについては、20時までの営業時間短縮の働きかけ、お願いということを行います。ただし、大会などイベントを行う場合は、当該都道府県におけるイベントの営業時間短縮の目安、先ほど申し上げたとおり、イベントは全県21時という考え方をとりたいと申し上げましたので、21時、これを適用します。ローマ数字の1とローマ数字の2の施設は、表現は裏表の関係にあります。言っていることは同じでございます。ローマ数字の2、体育館など運動施設や博物館などの文化施設については、基本は大きい施設は20時までの営業時間の短縮要請、小さい1000平米以下については、お願いという中で、イベントをやる場合が21時までということになります。次に、11ページのローマ数字3でございます。参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設、ではこれはどういう施設か、2の(1)②のローマ数字3と書いてありますので、7ページにまたお戻りいただきます。7ページのローマ数字3のところ、真ん中に黒ポツが4つあります。百貨店、マーケットなど、スポーツク

ラブ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店などなど、この黒ポツ4つの、施設をイメージしながらお聞きいただきたいと存じますが、11ページお戻りいただきまして、1000平米を超えるものについては、20時までの営業時間の短縮要請、1000平米以下のものについては、20時までの営業時間短縮のお願い、働きかけということになります。事務連絡の大きなところは以上でございますが、この国の事務連絡を国なりにわかりやすく説明した資料は、少しお送りいただくと、出てまいります。何枚か事務連絡を送っていただいて、後ろの方に、横長で別紙1というのが出てまいります。私の説明でまずイベント開催制限につきまして、まん延防止等重点措置の本県は、中段、収用率については、大声のあるなしで、パーセンテージ、割合はありますが、大きなものとしては人数上限、5000人が上限でございます。営業時間の短縮は、緊急事態の上の21時を目安にという、都道府県の判断ですので、本県としても、21時にしたいということをご説明させていただいたところでございます。おめくりいただきまして、別紙2につきましては、もっぱら飲食店関係で、すでに本県としては昨日、方向性が出ておりますので、ただいまは説明を省略させていただいております。次に、次のページの②でございます。施設利用関係でございます、この第4号、劇場から第8号までの4つが、先ほどのローマ数字の1、イベント関係をメインとしている施設、それから9号、10号が、イベントを開催する場合がある施設、ローマ数字の2に該当するところで、先ほど私が報告した通りの内容が右側に書かれてございます。さらに、おめくりいただきまして、③でございますけれども、ローマ数字の3、多くの方が行き交うということで、入場整理等が推奨される施設、これは、9号、11号、12号、7号のスーパー、コンビニの上までです。大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店までが、ローマ数字の3に相当するところですが、1000平米を超える、超えないで、20時までの要請か、働きかけかということでございます。なお、説明はいたしませんでしたが、その他スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドから下の部分につきましては、これは、規制的な営業時間の短縮をお願いする施設ではなく、感染防止対策を徹底いただいたり、学校等においてさまざまな工夫をいただいたりという働きかけが中心のものでございます。事務連絡には細かく書いておりますが、時間の関係上、説明を割愛させていただきました。以上を踏まえまして、本県としてどう対応するかを、改めてまとめさせていただいたものが、パワーポイントの資料であります。5月12日以降の重点措置に係る本県の対応ということで2ページ、昨日、本部長にご判断いただいた措置区域の拡大につきまして、5月12日から新たに8市町を加えること、これは決定をいただいたものであります。3ページに移っていただいて、ここからは具体的な要請になります。県民の皆様の要請につきましては、生活に必要な場合を除く、外出自粛の要請をはじめ、6つの白丸で記載をしておりますが、これらにつきましては、5月11日まで、現時点でお願いしている内容と変わりません。4ページにつきましては、これは飲食店関係については、昨日の本部会議で方向性を確認いただきましたものですので、簡単にレビューさせていただきますと、措置区域においては、法31条の6第1項に基づいて、20時までの時短要請、そのほか酒類、カラオケ類についても、一定の要請を行うというもの。その他区域については右側、時間は21時まで、24条9項に基づく要請、そのほか酒の量、それから時間、そういったものの制限のお願い、さらにはカラオケ設備の提供の終日停止の要請、こういったものを、昨日確認いただいたところでございます。5ページ以降が、先ほどの国の事務連絡を踏まえて、本県としての対応を改めて整理したものでございます。飲食店以外の事業者、いわゆるその他施設への要請でまず時短編でございます。5ページ。劇場や集会場、展示場、ホテル、ローマ数字の1にあたったものでございます。その下、体育館、スケート場等がローマ数字の2にあたったもの。スポーツクラブからショッピングセンターまではローマ数字の3にあたったものでございますが、それぞれ、一番上の箱、これはイベントがどちらかというメインでございますので、イベントは人数上限5000人、かつ収容

率、大きな声が出るものは50%以内、静かに聴けるものについては100%以内という要件がございます。そして、1000平米を超えるところにつきましては、イベントは21時まで、1000平米以下については21時までの働きかけということでございます。イベント以外のときは、20時まででお願いしたいというものであります。次に体育館等については、ローマ数字の先ほどの2に当たるものは、これの裏返しでございまして、収容率等は5000人で変わりませんが普段は20時まで。ただしイベントをやるときは、21時まで。ということで、それぞれ1000平米超、以下分けてございます。またローマ数字3にあたるスポーツクラブ以下につきましては、1000平米を超える、超えないで、要請になるか働きかけになるかということで分けてございます。右側のその他区域につきましては、措置区域以外ということでございまして、本県は、県西部が中心になっているところでありますが、これらにつきましては、21時までの営業時間短縮の法によらない働きかけということで、飲食店につきましても21時までです。それに全部合わせたいという考えでございます。また6ページ、その他施設の要請のその他措置編、時短以外のお願いですが、スーパー、コンビニから自動車教習所、学習塾、これらは時短をお願いする施設ではありませんが、感染防止対策を徹底いただくとか、お酒の提供自粛をお願いしていくとか、図書館に至っては、入場整理をお願いしていくなどなど、法によらない働きかけを中心をお願いしていく施設でございます。おめぐりいただきまして、7ページ、ただいまご説明したような、すべての施設、飲食店以外の施設に対する共通事項ということでございます。飲食店以外の施設での飲酒に繋がる酒類提供の停止をお願いする。カラオケ設備の使用自粛のお願いをしていく。それから施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理の徹底をお願いしていく。また入場整備を徹底している旨を、事業者のホームページ等を通じて広く県民の皆様にお知らせしていただくように要請する。すべての店舗に対して、これは法によるものでございますが、ガイドラインの遵守を要請していくという整理をさせていただきました。8ページをご覧ください。こちらはイベントの制限でございますので、器というよりも、イベントのソフトというイメージでお取扱いいただければと存じます。クラシックコンサートから声が出るロック、ポップコンサート、スポーツイベント等で、若干の収容率100と50の違いがありますが、いずれにせよ、人数上限は右にあるとおり、5000人という、今までと同様でございます。また、このイベントの実施にあたりましては、ローマ数字1、2に当たる部分だったと思っておりますが、21時までということで、働きかけてまいりたいと思っております。9ページをご覧ください。その他事業者への要請ということでございまして、これらにつきましては従前と変わりございません。措置区域内外問わず、県内全域でお願いしていくものですが、テレワークの徹底などとして、出勤者の7割削減など、3つ挙げております。また大学や学校への要請ということで、黒ポツを4つ掲げておりますが、昨日の対処方針の説明で漏れておりましたが、対処方針の中に、黒ポツ4つ目、発熱等の症状がある学生等が、登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図るよう要請する、この表現が盛り込まれましたので、これにつきましても、新たに要請してまいりたいと思っております。なお、これについては、学生に限らず、我々社会人も含めて、県として要請する必要があるかと思っております。以上が、国の事務連絡を読み解いた上で、まん延防止等重点措置が適用されている本県としての対応を整理したものでございます。なお、これらに関して、昨日の議論でも、国が法に基づく要請をする以上、一定の支援措置があるはずだということでございましたが、国の方から一定の考え方が示されておりますので、それについて、産業労働局の方からご説明いただければ幸いです。

○（産業労働局長）

はい、産業労働です。国の方から、大規模施設等に対する協力金について、考え方が示されましたので、ご説明いたします。現在、緊急事態宣言対象区域において、定額で支給する

こととしている協力金について、今般まん延防止等重点措置区域においても対象とし、事業規模に応じたものに見直すとしております。まん延防止等重点措置区域においては、5月7日から適用するというふうにしております。具体的な金額等でございます。下の表です。左側、大規模施設については支給対象は、人流抑制の観点から、特措法24条9項に基づく、時短要請を行った1000平米超の施設でございます。協力金額は日額ですが、時短営業した面積1000平米ごとに、日額20万円。それに、本来の営業時間分の短縮した時間、これに乗じた金額ということでございます。例えば本来の営業時間、午前10時から午後10時まで、12時間営業している店舗が、終業時間を夜10時から夜8時までに短く、時短していただいた場合は、本来の営業時間が12時間です。また短縮した時間が2時間ですので、12分の2を、この上段の数字にかけるということ、算出するというようになっております。また右側、テナント出店者でございます。左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に、飲食業以外の事業を営む事業者等でございます。協力金額は日額でございますが、時短営業した面積100平米ごとに日額2万円。それに、本来の営業時間分の短縮した時間に乗じた金額、これが協力金の金額になるということでございます。説明は以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。昨日の本部会議を踏まえ、若干流動的であったものについて、国の事務連絡を見極めて、このパワーポイントのようにまとめさせていただきました。事務局としては、このやり方で、5月12日以降、事業者の方に要請していきたいと考えておりますので、ご意見、意見交換等をさせていただければと思います。よろしくお願いたします。

○（副本部長（武井副知事））

よろしいですか。2点ほど確認をさせていただきます。パワーポイント資料の5ページであります。飲食店以外のその他の施設が、事務連絡の関係もあって少し複雑になっておりますけれども、従前の取扱いとの比較で言えば、従来は措置区域については、20時までの営業時間短縮の働きかけ、措置区域外については、21時までの営業時間短縮の働きかけ、両方とも働きかけで時間が違っていました。今回は、イベント関連という要素はありますけれども、それをちょっとこっちに置いて考えてみた場合、措置区域内は20時、措置区域外は21時という、その時間の枠組みは基本的に踏襲した上で、措置区域の中については、1000平米超の大規模なものには、これまでの法に基づかない働きかけから、特措法の24条9項という法的根拠に基づく要請に変わったということが、大きな変更点なのかなと。それに加えて、イベントを伴うものについては、20時ではなくて21時、イベントそのものは21時までになりましたから、それとの整合の中で、21時に変わったと、こういう理解でよろしいでしょうか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

まさにその通りでございます。特に私の方から補足する必要もなく、そのとおりの説明でございます。ありがとうございました。

○（副本部長（武井副知事））

もう1点確認なのですが、今回その他の施設については、今までは法律に基づかない働きかけだったものが、一部大規模な店舗については、法律に基づく要請になったがために、それに従った事業者に対しては、今、産業労働局長から説明のあった協力金の対象になっているということだと思います。それと、8ページのイベントの制限なのですが、これは

従来の取扱いとの対比で言えば、イベントについては、従来、国からの事務連絡に言及はなかったと思います。イベントについては、措置区域内のこれまでの取扱いは、20 時までの営業時間短縮の働きかけ、措置区域外は、21 時までの営業時間短縮の働きかけ、これはとりも直さず、飲食店の時短要請に合わせて、便宜的にこういう形でやっていたのですが、今回、緊急事態宣言のエリアでのイベントについては、21 時という数字が出てきましたから、これに合わせて、措置区域内も措置区域外も、両方 21 時までの働きかけということに変えたという理解でよろしいですか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい。そのとおりでございます。

○（副本部長（小板橋副知事））

念のための確認です。10 ページのところは、先ほど説明ございましたけれども、大規模施設のところで、例ということで、百貨店等大規模小売店、映画館等というふうに書いてございますけれども、ここの等のところというのは、結局は 5 ページの方に戻って、5 ページのところにある 1000 平米超の上の、先ほどのⅠのグループとⅡのグループとⅢのグループ、すべての部分にかかってくるという理解でよろしいですよ。

○（産業労働局長）

はい、そのとおりです。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○（本部長（黒岩知事））

言わずもななかもしれないけれども、百貨店とかは、多分 20 時までの営業だと思います。ということは、この 20 時までというのは時短にはならないということですね。

○（産業労働局長）

はい。時短をしていただいた場合に協力金を支払う。本来の終業時間が 20 時であれば、時短ということにはなりませんので、協力金の対象にはならないということになります。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ほかいかがでしょうか。ただいまの本部長のご質問にありましており、本県は休業要請というのはできないまん延防止等重点措置の区域でございますので、時短要請ということになります。したがって、大型のショッピングセンター、家電量販店、これも営業時間何時までやっているのかということによりますけれども、短縮時間そのものは、それほど長くないのかな、深夜までやっているところは別でございますが。また、1 日中閉まっているわけではございませんので、県民生活からしてもですね、昼間は自由に入出りできる施設でございますので、ただ、夜間の人流を止めるという意味もあって、20 時までの時短をお願いするということでございますから、昨年春のように、本県が様々なところに休業をお願いしたことによって、県民の皆様がさまざま生活でご迷惑をかけたという状況とは、今回は違うかと存じます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは国の事務連絡を踏まえまして、綺麗に整理できたと考えておりますので、この方向で、本県として対応していくことについて本部長よろしいでしょうか。

○（本部長（黒岩知事））

はい、了解しました。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございます。ただいま、確認いただきましたパワーポイントの内容を、次のホチキスどめでございますが、特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針、これに落としたものが8ページものの資料でございます。内容については重複いたしますので、説明はいたしません、これにつきましては、国と協議をした上で確定すると、いつもやっておりますので、すでに事務レベルではお送りして、国の方も目通しをいただいております。この内容につきましても、この内容で、国との協議が整い次第確定するというところで、本部長よろしいでしょうか。

○（本部長（黒岩知事））

はい、了解しました。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございます。昨日今日と2回にわたって本部会議を開催することになりましたが、昨日は措置区域の拡大、今日は継続に伴って、国が若干対処方針を変えてきたことに伴って、主に県民事業者に対する要請を整理させていただきました。昨日今日を含めまして、県民の皆様は改めて本部長である知事からですね、この際メッセージをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○（本部長（黒岩知事））

はい。それでは知事メッセージを发出させていただきます。本県に、まん延防止等重点措置が適用されて、2週間あまりが経過しました。この間のGW期間中、多くの県民や事業者の皆さんに、外出自粛や営業時間の短縮など、県からの要請に応えていただいたことに、深く感謝いたします。

GW中の人出は、感染拡大前と比べると減少したものの、昨年同時期と比べると大幅に増加しました。新規感染者の急拡大は抑えられていますが、連日、200人を超える日が続いており、感染状況を測る各指標も、ステージⅢの基準を超えています。感染力が強い変異株も広がりをみせており、現時点で対策を緩められる状況にはありません。

こうした中、昨日、国は、本県を対象とした、まん延防止等重点措置の期間を、5月31日まで延長することを決定しました。

県民や事業者の皆さんには、引き続き、ご負担をおかけすることになりますが、大変心苦しいところではありますが、感染爆発による緊急事態宣言といった事態に陥らないためにも、改めて、次の事項を要請いたします。

事業者の皆さんへ。これまで、9市を対象としていた、まん延防止等重点措置を行う措置区域に、5月12日から、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町の6市2町を新たに加えます。

これら措置区域内の飲食店には、重点措置期間中、20時までの時短営業と、酒類・カラオケ設備の提供の終日停止を要請いたします。また、客による酒類の持ち込みは禁止いたしま

す。

その他区域の飲食店には、21時までの時短営業と、カラオケ設備の提供の終日停止を要請します。酒類の提供については、本数の制限や、時間制など、店舗の実情にあった対応をお願いいたします。

時短要請に応じていただいた飲食店には、協力金を支給します。その際、措置区域においては、酒類の提供停止、その他区域においては、酒類の提供を20時までとさせていただく必要があり、また、措置区域内外を問わず、カラオケ設備の提供停止、感染防止対策取組書の掲示、マスク飲食の推奨を支給要件といたします。

県はマスク飲食実施店認証制度を立ち上げ、飲食店の感染防止対策を支援しています。マスク飲食をはじめ、アクリル板の設置などの感染防止対策の徹底をお願いします。

措置区域内における1,000平米を超える大規模な集客施設においては、20時までの営業時間の短縮を要請します。

要請に応じていただいた施設には、協力金を支給します。

また、県内全ての集客施設においては、施設内外で混雑が生じないように、入場制限など、入場整理の徹底をお願いいたします。

引き続き、在宅勤務の徹底を図るとともに、従業員に対する会食の自粛や不要不急の外出自粛等の周知をお願いいたします。

県民の皆さんへ。生活に必要な場合を除いて、外出や県境を跨ぐ移動は、引き続き自粛をお願いします。

感染防止対策取組書の掲示がない店の利用や、時短要請をしている時間以降に、飲食店を利用することは避けてください。外食する際は、昼夜を問わず、マスク飲食の徹底をお願いいたします。

路上などでの飲酒、いわゆる路上飲みや、家族以外の方とのホームパーティーなどは、絶対にやめてください。

発熱等の症状が見られる場合には、職場への出勤、学校への登校やクラブ活動等の参加は、やめてください。

現在、県内でも変異株による感染者が増加しています。変異株は感染力が非常に強く、若年層でも重症化リスクが高い可能性が指摘されていますので、少人数だから、屋外だから、若いから大丈夫という考えは厳禁です。

皆さん一人ひとりの感染防止対策の徹底が、ご自身の、さらには、大切なご家族や仲間のいのちを守る鍵となります。

改めて、新型コロナウイルスはどこにでもいるという意識を、今一度、強くもっていただき、日常のあらゆる場面で、M・A・S・K、Mは適切なマスク着用、Aはアルコール消毒、Sはアクリル板等で遮蔽、Kは距離と換気、このM・A・S・Kの基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

県は、医療機関に対して、患者を直ちに受け入れられる病床数の拡大を要請するなど、医療提供体制の確保に全力で取り組んでいます。

県民総ぐるみで、この難局を乗り切れるよう、引き続きご協力をお願いします。私からは以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。それではこれを持ちまして、県の対策本部、終了とさせていただきますと存じます。ありがとうございました。